

## 令和6年山形村議会第3回定例会

### 議事日程（第3号）

令和6年9月17日（火曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 6陳情第 5号
- 日程第 3 6陳情第 6号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 認定第 1号
- 日程第 5 認定第 2号
- 日程第 6 認定第 3号
- 日程第 7 認定第 4号
- 日程第 8 認定第 5号
- 日程第 9 認定第 6号
- 日程第 10 認定第 7号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 11 議案第 39号
- 日程第 12 議案第 40号
- 日程第 13 議案第 41号
- 日程第 14 議案第 42号
- 日程第 15 議案第 43号
- 日程第 16 議案第 44号
- 日程第 17 議案第 45号
- 日程第 18 議案第 46号
- 日程第 19 議案第 47号

日程第 2 0 議案第 4 8 号

日程第 2 1 議案第 4 9 号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 2 議案第 5 0 号

日程第 2 3 発議第 9 号

日程第 2 4 発議第 1 0 号

日程第 2 5 発議第 1 1 号

日程第 2 6 閉会中の事務調査の申出について

日程第 2 7 議員派遣の件について

閉会宣告

---

出席議員 ( 1 0 名 )

1 番 小 出 敏 裕 君

2 番 竹 野 入 恒 夫 君

3 番 百 瀬 昇 一 君

6 番 福 澤 倫 治 君

7 番 新 居 禎 三 君

9 番 三 澤 一 男 君

1 0 番 上 條 倫 司 君

1 1 番 大 池 俊 子 君

1 2 番 春 日 仁 君

1 3 番 大 月 民 夫 君

欠席議員 ( 1 名 )

5 番 小 林 幸 司 君

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君

副 村 長 赤羽孝之 君

教 育 長 根橋範男 君

代 表 監 査 員 住吉 誠 君

総 務 課 長 篠原雅彦 君

企 画 振 興 長 堤 岳志 君

税 務 課 長 兼  
会 計 管 理 者 中村貞寿 君

住 民 課 長 村田鋭太 君

保健福祉課長 古畑佐登志 君

子育て支援課長 中原美幸 君

産業振興課長 中川俊彦 君

建設水道課長 宮澤寛徳 君

教育次長 藤沢洋史 君

総務課長  
財政係長 丸山晃弘 君

---

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 鈴木優子 君

---

◎開議宣告

○議長（大月民夫君） 小林幸司議員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午後 1時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（大月民夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大月民夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山形村議会会議規則第125条の規定により、3番、百瀬昇一議員、6番、福澤倫治議員を指名します。

---

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（大月民夫君） これより議事に入ります。

委員会付託の請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審議いただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

小出敏裕福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 小出敏裕君 登壇）

○福祉文教常任委員長（小出敏裕君） 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る9月12日に委員会審査を行い、6陳情第5号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣特命担当大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

6陳情第6号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、加算や処遇改善などの評価料を上げるということは、介護保険料の上昇や利用者の負担増に直結する問題であり、改正のたびに同じ問題が生じているため、国としてこの問題に真摯に向き合うことが必要であるという意見がありました。

以上、山形村議会会議規則第95条の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

日程第2、6陳情第5号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 討論ないようですので、以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、6請願第5号の陳情については、採択と決定しました。

日程第3、6陳情第6号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、6請願第6号については、採択と決定しました。

---

◎認定第1号～認定第7号

○議長(大月民夫君) 既提出議案の審議、表決を行います。

日程第4、認定第1号から、日程第10、認定第7号までの既提出議案を一括議題として、審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

百瀬昇一総務産業常任副委員長。

(総務産業常任副委員長 百瀬昇一君 登壇)

○総務産業常任副委員長(百瀬昇一君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る9月11日に行った審査の結果、次のとおり決定しましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告

します。

認定第1号「令和5年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第5号「令和5年度山形村水道事業会計決算認定について」、認定第6号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計決算認定について」、認定第7号「令和5年度山形村下水道事業会計決算認定について」の4議案につきましては、いずれも原案どおり原案認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

小出敏裕福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 小出敏裕君 登壇）

○福祉文教常任委員長（小出敏裕君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月12日に行った審査の結果、次のとおり決定しましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「令和5年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第2号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和5年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の4議案につきましては、いずれも原案認定するものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を求めます。

質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは、認定第1号「令和5年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） それでは討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、



原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号「令和5年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号「令和5年度山形村水道事業会計決算認定について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計決算認定について」、

討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号「令和5年度山形村下水道事業会計決算認定について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎議案第39号～議案第49号

○議長(大月民夫君) 引き続き、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第11、議案第39号から、日程第21、議案第49号までの既提出議案を一括議題として、審議、表決を行います。

各議案の委員会の審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりですが、ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

百瀬昇一総務産業常任副委員長。

(総務産業常任副委員長 百瀬昇一君 登壇)

○総務産業常任副委員長(百瀬昇一君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月11日に行った審査の結果、次のとおり決定しましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第39号「令和5年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」、議案第40号「松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について」、議案第42号「山形村犯罪被害者等支援条例の制定について」、議案第44号「山形村清水高原簡易水道建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について」、議案第45号「令和6年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の所管の款・項、議案第49号「令和6年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」の6議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告します。ご審議をお願いいたします。

○議長(大月民夫君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

小出敏裕福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 小出敏裕君 登壇)

○福祉文教常任委員長(小出敏裕君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月12日、審査の結果、次のとおり決定しましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第41号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」、議案第43号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第45号「令和6年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の所管の款・項、議案第46号「令和6年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議案第47号「令和6年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、議案第48号「令和6年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」の6議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第11、議案第39号「令和5年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12、議案第40号「松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第41号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

討論がございますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を求めます。

大池俊子議員。

○11番(大池俊子君) この連合規約の一部を変更する規約については、マイナ保険証、マイナンバーカードに保険証を一本化するというものであります。このマイナー一本化という問題については、現行の保険証を12月2日以降に廃止して、マイナ保険証に一本化するというものをめぐっては、長野県の保険医療協会が県内に行ったアンケートには8割の自治体が非常に苦慮しているという結果が出ました、このマイナカード一本化に関してはまだまだ問題のある中でのごり押し的なものがあるので、とても賛成できません。よってこの条例改正、この一本化については反対であります。

○議長(大月民夫君) 次に、本案に賛成の議員の討論を求めます。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14、議案第42号「山形村犯罪被害者等支援条例の制定について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15、議案第43号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

討論がございますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を求めます。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） この国保の一部改正の条例については、委員会のときは間違えて賛成のほうになってしまいましたけれども、反対の立場から討論したいと思えます。

これは、先ほど後期高齢者で言ったように、長野県の保険医療協会が県内の自治体に対してアンケートを取った中でも、一本化に苦慮しているという自治体が8割を超えているということです。中でも、国保加入者でマイナ保険証の有効期間や電子証明書の失効時期の把握について、54市町村が「できていない」と答えています。また11市町村が「分からない」と回答して、77自治体のうち65市町村、84%が把握し切れていないということです。不安だらけのこのマイナ保険証の一本化については、まだまだ保険者にとっても不安なことだらけです。

資格確認書についても申請者のみに確認書を送付する自治体が16自治体に上っているといえます。そうすると、保険証を持たない人は実費で医療にかからなくては行けなくなるということで、これは今までの紙ベースの保険証以上にお医者にかかれなくて重症化するのではないかとということまで心配されています。よって、これは早速過ぎるのではないかとということで反対の討論とします。

○議長（大月民夫君） 次に、本案に賛成の議員の討論を求めます。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議案第44号「山形村清水高原簡易水道建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について」、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17、議案第45号「令和6年度山形村一般会計補正予算(第3号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18、議案第46号「令和6年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19、議案第47号「令和6年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第20、議案第48号「令和6年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21、議案第49号「令和5年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案の審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。

(午後 2時 5分)

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午後 2時 8分）

---

◎議案第50号

○議長（大月民夫君） 日程第22、議案第50号「令和6年度山形村一般会計補正予算（第4号）」についてを議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第50号「令和6年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の補正を行うものであります。

第1条の「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出の総額に300万円を追加し、補正後の予算規模を43億3,236万1,000円とするものであります。

歳入予算では、地方交付税に300万円を計上いたしました。

歳出予算では、総務費に300万円計上いたしました。

内容といたしましては、賦課徴収費の村税過誤納還付金の不足に対応するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明資料のとおりでございます。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第50号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第50号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会において

詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

(午後 2時10分)

---

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 2時15分)

---

○議長（大月民夫君） 先ほど議題としました日程22、議案第50号について、お諮りいたします。

本案は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大月民夫君） それでは討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 討論もないようですので、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、採決します。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎発議第9号～発議第11号

○議長（大月民夫君） 日程第23、発議第9号から日程第25、発議第11号までを一括議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。

小出敏裕福祉文教常任委員長。

(1番 小出敏裕君 登壇)

○1番(小出敏裕君) 初めに、発議第9号「加齢性難聴者の補聴器購入費に対する公的助成制度創設を求める意見書」について提案説明を行います。

本件につきましては、6月の議会第2回定例会において採択となっていました、措置については未定となっていたものです。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差がないといわれていますが、補聴器使用率はイギリスの47.6%に対して、日本は14.4%と低いものになっています。この背景には、日本の補聴器価格が片耳当たりおおむね15万円から30万円であり、保険適用でないため全額自己負担となっていることにあります。身体障がい者である高度・重度難聴の場合や中等度難聴の場合は公的な配慮はあるものの、該当しない約9割の人は自己負担で購入しているため、特に低所得者の高齢者への配慮が求められています。

補聴器のさらなる普及で高齢者の生活の質を確保するとともに、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられます。

以上のことから、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを要望する意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣です。ご審議をよろしく申し上げます。

次に、発議第10号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方の保険料軽減措置として毎年3,400億円の支援を行っていますが、全国知事会や全国市長会からはその確実な実施とさらなる公費の投入について要望が出されています。

また、国民健康保険には、他の保険にはない均等割りがあり、特に子どもに係る均等割は、子育て支援への逆行にほかならず、令和4年から未就学の子どもの均等割の減免が実施されていますが、さらなる支援が必要です。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保証するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反します。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで、保険料の負担が大きく異

なる格差を解消するのは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものであります。

以上のことから、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣です。ご審議をよろしく申し上げます。

次に、発議第11号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比べて賃金が低い状況であるとして、ケア労働者の賃上げとして診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定において、賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベース評価料、介護報酬の新加算のその目標に到底及ばないばかりか、2%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、ケア労働者の賃金水準は、全産業平均から大きく下回る状況となっています。

以上のことから、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、公費による追加の賃上げ支援策を実行することを求める意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。ご審議をよろしく願います。

○議長（大月民夫君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

初めに、発議第9号について、質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第10号について、質疑のある議員の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第11号について、質疑のある議員の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決をいたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の事務調査の申出について

○議長(大月民夫君) 日程第26「閉会中の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、山形村議会会議規則第75条の規定による閉会中の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査をすることに決定しました。

---

◎議員派遣の件について

○議長(大月民夫君) 日程第27「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

---

◎村長あいさつ

○議長(大月民夫君) ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 令和6年第3回山形村議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

残暑の厳しい日が続きますが、一昨日は、竹田地区の秋の例祭が開催され、また、直売所にはマツタケや菊の鉢植えも並び、当村も実りの秋を迎えております。

9月3日に開会された本定例会には、開会日に人事案件3件、令和5年度の山形村一般会計など7会計の決算認定と水道事業の剰余金の処分について1件、松本広域連合及び長野県後期高齢者医療広域連合の規約の一部改正2件、当村の条例の制定、一部改正、廃止の計4件、令和6年度の補正予算5件の合計21件を上程いたしました。

また本日、一般会計補正予算第4号議案を追加で提案させていただきました。

各議案については、本会議・議会全員協議会・各常任委員会において、それぞれ慎重にご審議をいただき、本日原案のとおりお認めをいただき、改めて感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に議員の皆様からいただきましたご意見・提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

議員各位には季節の変わり目を迎えますので、健康には十分ご留意の上、村政発展のため、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

---

◎閉会宣告

○議長（大月民夫君） 以上で、令和6年第3回山形村議会定例会を閉会し、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時28分）

---